

《平成28年度税制改正の主な内容》

【個人市民税】

1 セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

- (1) 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には8万8千円）について、その年分の総所得金額から控除する。
- (2) 「一定の取組」とは、次の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る。）をいう。
- ① 特定健康診査
 - ② 予防接種
 - ③ 定期健康診断
 - ④ 健康診査
 - ⑤ がん検診
- (3) 上記の「一定のスイッチOTC医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医薬品から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいう。
- (4) 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。
- (5) 上記改正は、平成30年1月1日から施行し、施行日以後の個人市民税の申告より適用する。

【法人市民税】

1 地方法人課税の偏在是正のための法人市民税法人税割の税率の改正

- (1) 消費税率10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮減を図るため、法人市民税法人税割の税率を次のとおりとする。

	現 行	改 正 後
法人市民税法人税割	12.1%	8.4%

- (2) 地方法人税の税率を 4.4%から 10.3%に引き上げる。
- (3) 上記改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

【軽自動車税】

1 軽自動車税における環境性能割の創設

- (1) 自動車取得税が平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止されることにより、軽自動車税に環境性能割を設ける。これに伴い現行の軽自動車税を「種別割」とするなど、所要の措置を講ずる。
- (2) 環境性能割は、3 輪以上の軽自動車の取得が行われた際に、当該自動車の主たる定置場の所在地において、当該軽自動車を取得したものに課する。
- (3) 軽自動車税環境性能割は市が課す税であるが、当分の間、北海道が賦課徴収等を行うものとする。
- (4) 環境性能割の課税標準は、軽自動車の取得価額とし、免税点は 50 万円とする。
- (5) 環境性能割は、申告納付とする。
- (6) 環境性能割の税率は下記のとおりとする。

区分	税率		対象車
	自家用	営業用	
非課税	—	—	電気自動車
			H32 燃費基準+10%達成
第 1 号	1.0%	(0.5%)	H32 燃費基準
第 2 号	2.0%	(1.0%)	H27 燃費基準+10%達成
第 3 号	3.0% (2.0%)	(2.0%)	上記以外の車両

- (7) 上記改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する環境性能割について適用する。

2 グリーン化特例の延長

- (1) 現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を 1 年延長し、平成 28 年度に新規取得した 3 輪以上の軽自動車（新車に限る。）について適用する。
- (2) 上記改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度分の軽自動車税の種別割から適用する。